

輸出物品販売場等変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、下記3に掲げる事業者が提出した申請書や届出書に記載した内容に変更があった場合に、その事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令18の5⑤、規則7④、8③、9⑤、10⑤⑥）。

なお、この届出書はその変更が生じた後、遅滞なく提出する必要がありますが、輸出物品販売場や免税手続きカウンターを移転する場合には、その移転する日の前日までに提出する必要があります（規則7④、8③）。

（注1） 輸出物品販売場や臨時販売場等の所在地の移転ではなく、これらの販売場等を廃止し、新たに販売場等を設置する場合には、次のとおり手続を行う必要があります。その場合、この届出書の提出は不要です。

販売場等の種類	廃止する販売場等	新たに設置する販売場等
輸出物品販売場	輸出物品販売場廃止届出書	輸出物品販売場許可申請書
臨時販売場	－（不要） ※ 提出した臨時販売場設置届出書の内容に変更がある場合は輸出物品販売場等変更届出書	臨時販売場設置届出書
承認免税手続き事業者（免税手続きカウンター）	承認免税手続き事業者不適用届出書	承認免税手続き事業者承認申請書

（注2） 吸収合併、営業譲渡又は相続により、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、以下のケースに応じ次の手続を行う者が各提出先（税務署長）に「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受けるとともに、許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります。その場合、この届出書の提出は不要です。

ケース	手続を行う者	許可申請書の提出先	廃止届出書の提出先
吸収合併	被合併法人から輸出物品販売場を引き継ぐ合併法人	合併法人の納税地の所轄税務署長	被合併法人の納税地の所轄税務署長
営業譲渡	【許可申請】 営業譲渡を受ける事業者 【廃止届出】 営業譲渡をした事業者	営業譲渡を受ける事業者の納税地の所轄税務署長	営業譲渡をした事業者の納税地の所轄税務署長
相続	被相続人から輸出物品販売場を引き継ぐ相続人	相続人の納税地の所轄税務署長	被相続人の納税地の所轄税務署長

2 記載要領

(1) 「①事業者区分」欄には、この届出書を提出する事業者に応じ、輸出物品販売場を経営する事業者、臨時販売場を設置しようとする事業者、承認免税手続き事業者又は承認送受信事業者のうち、いずれか該当するものを選択し、次の事項をそれぞれ記載します。

イ 「輸出物品販売場（臨時販売場）の情報」欄には、この届出書を提出する事業者が輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者である場合に、その届出の対象となる輸出物品販売場又は臨時販売場に係る次の事項をそれぞれ記載します。

(イ) 「区分」欄

この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場の区分を選択します。

(ロ) 「所在地」欄及び「名称」欄

この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場の所在地及び名称を記載します。

(ハ) 「識別符号」欄

この届出書を提出する事業者が輸出物品販売場を経営する事業者である場合に、その届出の対象となる輸出物品販売場の識別符号を記載します。

(ニ) 「設置期間」欄

この届出書を提出する事業者が臨時販売場を設置しようとする事業者である場合に、その届出の対象となる臨時販売場の設置期間（7月以内）を記載します。

ロ 「免税手続きカウンターの所在地」欄には、この届出書を提出する事業者が承認免税手続き事業者である場合に、この届出の対象となる免税手続きカウンターの所在地を記載します。

(2) 「②変更事項を記載してください」欄は、それぞれ次により記載します。

なお、変更事項が複数ある場合には、この届出書に全て記載するか、適宜の様式に記載して添付しても差し支えありません。

イ 「変更事項」欄

この届出書の対象となる変更の内容について、該当する項目を選択します。また、「その他」を選択した場合、変更内容を記載します。

ロ 「変更年月日」欄

この届出書の対象となる変更があった年月日を記載します。ただし、購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）の方法を承認送受信事業者へ委託する方法から自ら実施する方法に変更する場合には、その変更予定年月日を記載します。また、購入記録情報の提供等を自ら実施しており、電子証明書の発行のみを受ける場合、「変更年月日」欄の記載は不要です。

ハ 「変更前」及び「変更後」欄

上記イの「変更事項」欄で選択又は記載した事項について、変更前と変更後の内容を記載します。記載に当たっては次の点にご注意ください。

(イ) 変更事項が輸出物品販売場や臨時販売場等の所在地である場合で、その変更後の販売場がショッピングセンター等に所在するときは、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇◇市××〇ー〇 △△モール□□館 3階 123 区画」のように具体的な所在地を「変更後」欄に記載します。

(ロ) 免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（免税販売手続を自ら実施するほか、承認免税手続事業者にも委託して行わせる（併用する）場合を含みます。）、その承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を「変更後」欄に記載します。また、一の輸出物品販売場や臨時販売場に係る免税販売手続に係る事務を2以上の承認免税手続事業者に委託する場合には、「変更後」欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

なお、免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託している場合で、自らも免税販売手続を実施する（手続を併用する）ときは、この届出書の提出は不要です。

(ハ) 変更事項が「電子メールアドレス」及び電子メールアドレスに係る「フリガナ」である場合には、それぞれ変更前後の電子メールアドレス（80 文字以内）及びフリガナを記載します。電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要があるのご注意ください。

- ・英数字又は記号であること
- ・ユーザー名が「.（ピリオド）」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

(ニ) 購入記録情報の提供等の方法を承認送受信事業者から届出者が自ら提供等する方法へ変更する場合等で電子証明書（クライアント証明書）を新たに発行する必要があるときは、「電子証明書の発行が必要」である旨を「変更後」欄に記載し、「電子メールアドレス」欄も記載します。なお、複数の輸出物品販売場を経営する事業者や臨時販売場を設置しようとする事業者であって、既に電子証明書を取得している場合には、同一の電子証明書を使用して購入記録情報の提供等を行うことも可能です。

(ホ) 購入記録情報の提供等を委託する承認送受信事業者を変更する場合、承認送受信事業者の氏名又は名称のほか、その識別符号も「変更後」欄に記載する必要があります。

なお、一の輸出物品販売場や臨時販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を2以上の承認送受信事業者に委託する場合には、「変更後」欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

3 変更事項の例及び添付書類(次の事項を変更する場合には、「添付書類」に掲げる変更後の書類を添付します。)

事業者の区分	変更事項の例	添付書類 (該当する確認欄にチェックしてください。)	確認
輸出物品販売場を経営する事業者	「輸出物品販売場許可申請書」に係る事項		
	輸出物品販売場の名称や所在地	－（不要）	☒
	一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者	注 1	☐
	自動販売機型輸出物品販売場に係る自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）	自動販売機設置契約書の写しなど	☐
	購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者	注 2	☐
	購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否、電子証明書の失効	－（不要）	☒
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けている事業者	「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書」に係る事項		
	購入記録情報の提供等の委託の有無や委託先の承認送受信事業者	注 2	☐
	購入記録情報の提供等を自ら行っている場合の電子メールアドレスや電子証明書の発行要否、電子証明書の失効	－（不要）	☒
	「臨時販売場設置届出書」に係る事項		
	臨時販売場の名称	－（不要）	☒
	臨時販売場の所在地や設置期間	テナント契約書や出店許可書の写しなど	☐

	臨時販売場に設置する自動販売機の識別情報（指定番号、管理番号）	自動販売機設置契約書の写しなど	☐
	免税販売手続の委託の有無や委託先の承認免税手続事業者	注 1	☐
承認免税手続事業者	「承認免税手続事業者承認申請書」に係る事項		
	免税手続カウンターの所在地	－（不要）	☐
承認送受信事業者	「承認送受信事業者承認申請書」に係る事項		
	電子メールアドレス	－（不要）	☐
	購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要	購入記録情報の提供等に係る端末操作要領など	☐

（注 1） 免税販売手続に係る変更の内容に応じ、次の書類。

・承認免税手続事業者に新規に委託 ・承認免税手続事業者の変更や追加	免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写し	☐
・委託を取りやめ届出者が自ら実施	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐

（注 2） 購入記録情報の提供等の方法に係る変更の内容に応じ、次の書類。

・承認送受信事業者に新規に委託 ・承認送受信事業者の変更や追加	購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し	☐
・委託を取りやめ届出者が自ら実施	購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐